

<未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款>

2021年7月1日（木）より未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款を以下の通りに改定いたします。

■改定日：2021年7月1日

■改定規定：未成年者口座および課税未成年者口座に関する約款

■変更箇所・追加(削除)する文章は**朱書き**

目次（下記変更文言の量に応じて、目次ページ数も変更）

改定前	改定後
<p>第2章 未成年者口座の管理 2.未成年者口座開設届出書等の提出 (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または<b>2024年1月1日</b>のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理 2.未成年者口座開設届出書等の提出 (4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または<b>2023年12月31日</b>のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。</p>
<p>第2章 未成年者口座の管理 12.出国時の取り扱い (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25</p>	<p>第2章 未成年者口座の管理 12.出国時の取り扱い (1) お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25</p>

25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

- (3) 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。